

議案第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(目黒区自転車等放置防止条例の一部改正)

第1条 目黒区自転車等放置防止条例(平成元年12月目黒区条例第42号)

の一部を次のように改正する。

別表備考第3号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

(上目黒一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 上目黒一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年10月目黒区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(建築物の用途の制限)

第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用に供する建築物

(2) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食

をさせる営業の用に供する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）

- (3) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用に供する建築物（前2号に掲げる建築物を除く。）

（目黒区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 目黒区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例（平成15年12月目黒区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2号イ中「かわら」を「瓦」に改め、同表第3号中「第2条第1項第1号から第6号までに規定する」を「第2条第4項に規定する営業又はナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる」に改める。

（大橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第4条 大橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年9月目黒区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び同条第5項」を「、同条第5項」に改め、「性風俗関連特殊営業」の次に「又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加える。

（自由が丘サンセットエリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 自由が丘サンセットエリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年12月目黒区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「第2条第1項第1号、第3号、第4号、第7号若しくは第8号に掲げる」を「第2条第1項に規定する」に、「又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業」を「、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条

第11項に規定する特定遊興飲食店営業」に改め、同項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）
- (8) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用途に供する建築物（前2号に掲げる建築物を除く。）

（自由が丘南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第6条 自由が丘南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年3月目黒区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「から第5号まで」を「及び第2号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第6号から第8号まで」を「第2条第1項第3号から第5号まで」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物（同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の場合にあつては、商業地区に限る。）
- (4) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、風営法第2条第1項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物

第3条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物（第1号及び前号に掲げる建築物を除く。）
- (6) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスを教授するための営業

のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)の用途に供する建築物(第1号及び前2号に掲げる建築物を除く。)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区自転車等放置防止条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現 行 条 例
<p>別表（第25条、第26条、第27条、第28条、第37条関係）</p> <p>（表の部分現行に同じ。）</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2)（現行に同じ。）</p> <p>(3) 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第4号及び第5号</u>に規定する営業を行うための施設をいう。</p> <p>(4)・(5)（現行に同じ。）</p>	<p>別表（第25条、第26条、第27条、第28条、第37条関係）</p> <p>（表の部分省略）</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>(3) 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第7号及び第8号</u>に規定する営業を行うための施設をいう。</p> <p>(4)・(5)（省略）</p>

2 上目黒一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	現 行 条 例
<p><u>（建築物の用途の制限）</u></p> <p><u>第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</u></p> <p><u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律</u></p>	<p><u>（建築物の用途の制限）</u></p> <p><u>第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第6号までに規定する風俗営業及び同条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は</u></p>

第122号) 第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用に供する建築物

、建築してはならない。

(2) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)

(3) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(ダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)の用に供する建築物(前2号に掲げる建築物を除く。)

3 目黒区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正(第3条関係)新旧対照表

(_____ は、改正点)

第3条による改正案	現 行 条 例
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ <u>かわら</u>、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p>

<p>ウ〜ク (現行に同じ。)</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する営業又はナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業に該当するもの</p>	<p>ウ〜ク (省略)</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号までに規定する営業に該当するもの</p>
---	--

4 大橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正(第4条関係)新旧対照表 (_____ は、改正点)

第4条による改正案	現 行 条 例
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、<u>同条第5項</u>に規定する性風俗関連特殊営業又は<u>同条第11項</u>に規定する特定遊興飲食店営業の用に供する建築物は、建築してはならない。</p>	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び<u>同条第5項</u>に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は、建築してはならない。</p>

5 自由が丘サンセットエリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正(第5条関係)新旧対照表 (_____ は、改正点)

第5条による改正案	現 行 条 例
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはなら</p>	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはなら</p>

ない。

(1)～(5) (現行に同じ。)

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(マージャン屋を除く。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物

(7) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途に供する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)

(8) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(ダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)の用途に供する建築物(前2号に掲げる建築物を除く。)

(9) (現行に同じ。)

2～4 (現行に同じ。)

ない。

(1)～(5) (省略)

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号、第3号、第4号、第7号若しくは第8号に掲げる風俗営業(マージャン屋を除く。)又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物

(7) (省略)

2～4 (省略)

6 自由が丘南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正(第6条関係)新旧対照表 (_____ は、改正点)

第6条による改正案	現 行 条 例
-----------	---------

(建築物の用途の制限)

第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる風俗営業の用途に供する建築物（地区計画の計画図（都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する計画図をいう。）（以下「計画図」という。）に表示する商業地区（以下「商業地区」という。）に限る。）
- (2) 風営法第2条第1項第3号から第5号までに掲げる風俗営業の用途に供する建築物
- (3) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物（同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の場合にあっては、商業地区に限る。）
- (4) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、風営法第2条第1項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物
- (5) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、ナイトクラブその

(建築物の用途の制限)

第3条 地区計画の区域においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる風俗営業の用途に供する建築物（地区計画の計画図（都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する計画図をいう。）（以下「計画図」という。）に表示する商業地区（以下「商業地区」という。）に限る。）
- (2) 風営法第2条第1項第6号から第8号までに掲げる風俗営業の用途に供する建築物
- (3) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物（商業地区に限る。）
- (4) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物

他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業の用途
に供する建築物（第1号及び前号に掲げる建築物を除く。）

(6) 当該建築物の地上階1階若しくは2階又は地階を、ダンスホールその
他設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスを教授するための営業
のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダン
スをさせる営業を除く。）の用途に供する建築物（第1号及び前2号に
掲げる建築物を除く。）

(7) (現行に同じ。)

(8) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

(5) (省略)

(6) (省略)

2・3 (省略)